

若年がん患者在宅療養支援事業

吹田市では、若年がん患者が住み慣れた自宅等で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、居宅介護サービス等の利用に係る費用の一部を助成します。

※事前に利用申請を行い、市が決定した利用開始日以降に利用するサービスが対象です。

対象者

次の項目のすべてに該当する方

- ①申請時及び利用時に吹田市内に在住し、吹田市に住民登録のある方
- ②申請時及び利用時において18歳以上40歳未満の方
(小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる20歳未満の方は除く)
- ③がん患者
(医師から医学的知見に基づき回復が難しいと判断され、治癒を目的とした治療を行わない方)
- ④在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ⑤他の制度において同様の助成又は給付を受けることができない方

助成対象サービス

	サービス区分	内容
1	訪問介護	身体介護、生活援助、通院等乗降介助の利用にかかる費用
2	訪問入浴介護	訪問入浴介護の利用にかかる費用
3	福祉用具貸与	車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置の貸与にかかる費用
4	福祉用具購入	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分の購入にかかる費用
5	居宅介護支援	ケアマネジャー(介護支援専門員)による居宅介護サービス計画の作成や介護事業者等の調整を行った場合にかかる費用

※介護保険法に準じ、都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長が指定した事業者が提供するサービスに限ります。

助成割合・上限額

助成対象サービス利用額の 9 割 (上限54,000円/月)

- ・生活保護を受給している方は10割 (上限60,000円/月)
- ・かかった費用に助成割合を乗じた額と助成上限額のどちらか低い方が助成額となります。



利用の流れ

①利用申請

事前に利用申請を行ってください。（提出方法：電子申請、郵送、窓口）

【必要書類】

- ☐ 吹田市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（指定様式）
- ☐ 吹田市若年がん患者在宅療養支援事業にかかる意見書（指定様式）
※意見書の作成料は利用者負担となります。
- ☐ 生活保護受給証明書（生活保護受給者のみ）
- ☐ 委任状（指定様式）（申請、助成金の請求等の手続きを代理人に委任する場合）

②利用決定

申請内容を審査し、**利用承認通知書**または**利用不承認通知書**を送付します。

③サービスの利用・支払い

希望するサービスに合った事業者へ**直接**お申し込みのうえ利用してください。
ホームページ「すいた年輪サポートナビ」からサービス事業者情報を検索することもできます。

サービス利用後、費用は全額を支払い、**領収書・明細書**を必ず発行してもらってください。

サービス事業者情報検索



すいた年輪サポートナビ

④助成金の請求

月ごとにまとめて申請してください。（提出方法：電子申請、郵送、窓口）

※請求期限：サービスの利用月月末から**1年以内**

【必要書類】

- ☐ 吹田市若年がん患者在宅療養支援事業実績報告兼請求書（指定様式）
- ☐ 領収書
（宛名、発行日、金額、ただし書き、領収書発行者の名称の記載があるもの。写し可。）
- ☐ 利用サービスの内容が分かる書類
（利用者氏名、サービス内容、日時、利用回数、金額等が記載された明細書等。写し可。）
- ☐ 委任状（指定様式）（申請、助成金の請求等の手続きを代理人に委任する場合）
※利用申請時に受任者を指定されている場合およびすでに委任状を提出されている場合は不要です。

⑤助成金の受取

申請内容を審査し、申請の約1か月後に**交付決定通知書**または**不交付決定通知書**を送付します。
交付決定の場合は指定口座に助成金が支払われます。

申請様式ダウンロード、電子申請



吹田市ホームページ

【申請先・問い合わせ】

吹田市 健康医療部 成人保健課
〒564-0072 吹田市出口町19-2
TEL：06-6339-1212



詳しくは吹田市
ホームページをみてね。

吹田市
すいたん

このチラシは 1,000 部作成し、1部当たりの単価は12.4円です。